

上告事件の決定について

1 事件名

自転車等撤去処分取消請求上告事件（最高裁判所平成19年（才）第994号）

2 当事者

上告人 中野区民

被上告人 中野区

3 訴訟の経過

平成18年(2006年) 6月12日 東京地方裁判所に訴えの提起

11月10日 東京地方裁判所で請求棄却の判決言渡し

12月 5日 東京高等裁判所に控訴の提起

平成19年(2007年) 3月22日 東京高等裁判所で控訴棄却の判決言渡し

4月10日 最高裁判所に上告の提起

8月23日 最高裁判所で上告棄却の決定

4 事業の概要

本件は、区長が上告人の自転車を撤去し、撤去費用等5,000円を徴収したことから、上告人が、本件自転車の撤去は違法であり、本件撤去費用等の徴収は法的根拠を欠くものであるなどと主張して、被上告人に対し不当利得返還あるいは国家賠償として本件撤去費用等相当額5,000円等の支払を求めた事案である。

上告人は、第一審判決では請求が棄却されたため、控訴を提起したが、第二審判決でも控訴が棄却されたため、上告を提起した。

5 上告の趣旨

原判決を取り消す。

被上告人は、上告人に対し、5,000円及びこれに対する平成18年5月1日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。

上告費用は被上告人の負担とする。

6 決定

主文

ア 本件上告を棄却する。

イ 上告費用は上告人の負担とする。

理由

民事事件について最高裁判所に上告を許されるのは、民事訴訟法第312条第1項又は第2項所定の場合に限られるところ、本件上告理由は、違憲をいうが、その実質は事実誤認又は単なる法令違反を主張するものであって、明らかに上記各項に規定する事由に該当しない。